

しんかんきょう

社団法人神奈川県環境保全協議会会報

2012. 1

第 123 号

迎春



Photo from Shonandaira of Hiratsuka by Masao Maida

- 会員各社が環境保全表彰を受賞！
- シリーズ「誰でもできる環境活動」第30回目は「空調服」！
- その他、「節電」「ソーラー」「法令順守」「事故訓練」・・・と満載！

電気をつかう街から、
電気をつくる街へ。



東日本旅客鉄道株式会社様向け200kWシステム

これからは太陽光発電で、きちんと環境想いの施設・ビルへ。
三菱電機が、豊富な実績を活かして全面支援いたします。

ぜひごいっしょに、環境に配慮した街をつくっていきませんか。

三菱電機の太陽光発電システムは、総合電機メーカーならではの多彩なクリーンエネルギーシステムの柱として、すでに駅・学校・病院・集合住宅・オフィスビルなどで活躍中。

その建物へのご導入も、実績豊富な三菱に安心しておまかせください。

三菱だけの自社一貫生産で、より信頼性の高いシステムをご提案。

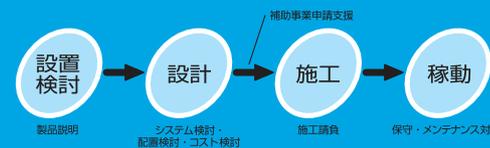
太陽電池セルやパワーコンディショナなどすべてのシステム機器を、三菱では自社工場で一貫生産。性能の高さはもちろん、信頼性の高さでもさまざまな公共産業施設でご好評いただいています。



自社一貫生産 / 三菱電機(株) 飯田工場

各種プラント事業で培った技術力とノウハウでトータルサポート。

ご導入前のシステムエンジニアリングやマニファクチャリングから、施工、ご導入後の保守・メンテナンス等まで。太陽光発電のことはすべて、高度な技術力とノウハウをもつ三菱がサポートいたします。



三菱太陽光発電システム
DIAMONDSOLAR
ダイヤモンドソーラー

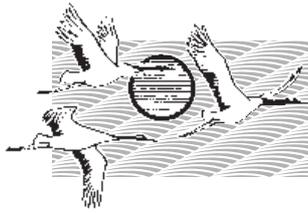
太陽光発電の仕組みやシステム導入までの流れを分かりやすくムービーで解説します。

三菱電機公共・産業用太陽光発電システム / WEBセミナー開催中!!

詳しくはHPで ▶ www.MitsubishiElectric.co.jp/r/service/taiyo/movie01

1	年頭のごあいさつ	1
	観 神奈川県環境保全協議会 副会長 堀江 秀明	
2	会員事業所の環境保全各種表彰の受賞報告	
	神奈川県環境農政局長表彰	2
	神奈川県知事表彰	2
	環境大臣表彰	3
	協議会事務局	
3	法令・行政の動向	
(1)	環境法令の改正動向について	4
	協議会事務局	
(2)	水質汚濁防止法の改正	6
	<有害物質を取り扱う施設に関する規制が強化されました> 神奈川県環境農政局環境保全部大気水質課	
(3)	ばい煙測定義務の違反事案から学ぶ	8
	協議会事務局	
(4)	かながわソーラープロジェクトの推進	10
	神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課	
(5)	水源環境保全・再生施策の取組状況と水源環境保全税の延長について	12
	神奈川県環境農政局水・緑部水源環境保全課	
(6)	アジアの土壌環境規制の動向について	14
	DOWAエコシステム(株)ジオテック事業部 小泉 信夫	
4	誰でもできる環境活動	
30	「空調服」でこの夏を乗り切りました	16
	(株)メイコー神奈川工場環境保全課 湯山 昌浩	

5	新技術紹介	
17	「産廃物ゼロ」の後付け複層ガラス	17 (株)ビッキマン
18	太陽光発電システムの概要と太陽電池モジュールの技術動向	18 三菱電機(株)中津川製作所太陽光発電システム第一部
6	研究開発に必要な環境・安全・リスクの知識 ②	20
	研究開発に潜む事故要因とその対策	独立行政法人産業技術総合研究所 若倉 正英
7	猛暑の中、河川水質事故訓練に参加して	22 ホーム食品(株)生産部 橋本 学
8	地区部会の活動から	23
	— 大和・綾瀬地区分会 視察研修会 —	関南鍛工(株) 総務部 山城 隆
9	会員事業所訪問「お元気ですか？」	
	ナス・産業(株)足柄工場を訪ねて	24
	(株)ピクシー中央研究所を訪ねて	25 山崎 美紀
10	歩いてみませんか？ みどりの公園 (3)	26
	～ 県立大磯城山公園 ～	特定非営利活動法人GIP 理事 坂本 正美
11	退任理事さん、今・・・「林業に天命を感じて」	30
		マウンティング フォレストサービス 東 昭一
12	この夏の節電対応結果から	31 協議会事務局
13	協議会の活動状況	33 協議会事務局
14	お知らせ	35
	編集後記・事務局だより	協議会事務局



年頭のごあいさつ



社団法人 神奈川県環境保全協議会

副会長 堀 江 秀 明

(富士フィルム株
執行役員 神奈川工場長)

会員の皆様、新年明けましておめでとう御座います。平成24年の新春を迎え謹んでお喜び申し上げます。

昨年は 会員企業の皆様のご協力並びに県をはじめとする関連当局のご指導により、当協議会の活動も順調に遂行する事が出来ました。ここに心より厚くお礼申し上げます。また、理事会レベルでは、当協議会は公益法人へ向けて舵を切る事となりました。今年から来年の大きな課題の一つですが力を合わせてしっかりやっていきたいと思えます。

さて、社会に目を転じると 昨年は3・11やタイの洪水をはじめとする天災（一部人災もありますが）、為替や原材料高騰といった経済問題、日本に限らず北アフリカやヨーロッパ含めた政治不安...ほとんどの面で混乱続きの年でした。

そんな、日常のコストダウン/省エネ をはるかに上回る世界の動きの中にあって、昨夏の節電15%目標に対し殆どの会員企業の方々が目標以上の省エネを粛々と達成した事はあらためて個々企業の力の健在を感じさせます。是非この力を保ち続け、次世代にも引き継いでいきたいと考えています。

井上ひさしさんの言葉に「むずかしいことをやさしく、やさしいことをふかく、ふかいことをゆかいに、ゆかいなことをまじめに！」というのがあり、時々引用させて頂いています。

環境周りの事だけでも今年も難しい事だらけの一年になりそうですが、井上ひさしさんの言葉の様なプロセスを経た上で真面目に出来たら良い一年になるだろうと思えます。まずは「身の回りの水と空気をきれいなまま自然に戻す事」を基本に、是非一緒に良い一年にしていきましょう！

最後になりましたが、本年も県、当局、会員各位のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

会員事業所の 環境保全各種表彰の受賞報告

協議会事務局

本年度も多数の会員事業所の取組みが評価され、県や国から表彰されました。
受賞の皆様にお祝い申し上げますとともに、さらなる事業の発展を祈念いたします。

○ 平成23年度神奈川県環境保全功労者表彰(環境農政局長表彰) ○

7月21日、会員4名が石黒環境農政局長から表彰されました。

< 3 R 推進活動功労 >

若松郁夫 (株)山武 湘南工場)

< 環境整備功労 >

市川公豪 (株)旭商会)

尾島洋 (中央カンセー(株))

田墨道治 (株)タズミ)



(若松郁夫氏の功績概要)

一貫して公害防止設備の維持管理や工場の環境マネジメントシステムの構築・管理業務に従事するとともに、豊富な知識、経験を活かし、行政の各種委員を務めるほか、当協議会の講習事業等をとおして、地域事業所の環境保全活動に大きな貢献を果たした。

○ 平成23年度神奈川県環境保全(大気・水・土壌関係)功労者表彰(県知事表彰) ○

10月28日、県本庁舎にて、黒川副知事から3事業者に表彰状が授与されました。第3回目となった本年度も、受賞事業者はすべて当協議会の会員であり、共に永年自主管理の推進に努力されてきました。

(受賞の3事業所)

日立ピアメカニクス株式会社

麒麟ビバレッジ株式会社湘南工場

三菱樹脂株式会社平塚工場



○ 平成23年度神奈川県環境整備功労者（県知事表彰） ○

本表彰は、循環型社会の形成に顕著な成果を上げた事業者や団体を表彰するもので、11月9日、県本庁舎にて、会員からは事業所3件と個人1名に黒川副知事から表彰状を授与されました。

< 循環型社会形成 >

クボタシーアイ株式会社小田原工場
塩ビ管・継手の製造にあたり、廃棄物の分別細分化により埋立比率0.01%を実現した。

株式会社ニコン相模原製作所

光学レンズの製造工程からの端材などを材料として拡販、廃溶剤の自社内再生などにより、2010年度は発生量の99.4%をリサイクルした。

ソニー株式会社厚木テクノロジーセンター

半導体や映像機器等の開発にあたり、植物由来プラスチックや廃CDの採用、廃水処理施設の更新による汚泥量の削減、金属くず、紙類等の3Rの徹底によりゼロエミッションを継続して達成している。

< 産業廃棄物の部 >

添田忠雄（株リコー厚木事業所）



○ 平成23年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰 ○

10月28日（金）、京都市の「みやこめっせ」会場で開催された第6回3R全国大会の席上、武藤勝彦環境副大臣から表彰状が授与されました。

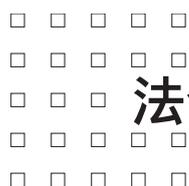
< 3R活動推進功労（個人） >

山岡憲一（菱栄テクニカ株）

（氏の功績概要）

三菱電機株鎌倉製作所に在職中、環境マネジメントシステムの推進責任者として、また永年の現場経験を活かして、同事業所の廃棄物削減活動をリードし、3Rの大きな成果を生み出したほか、当協議会が主催するISO内部環境監査員研修会の講師などを永年務めることなどをとおして地域の3R推進に大きく貢献した。





法令・行政の動向

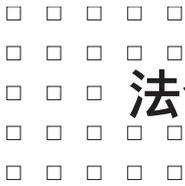
環境法令の改正動向について

協議会事務局

	改正・発布の状況と今後の見通し
地球温暖化対策基本法案	2020年に25%削減の目標、温暖化対策税、排出権取引制度を3本柱とするもので継続審議中の法案。原発事故により目標達成が困難であるなどとして目標の削除が議論されたが、議案への賛否を表明した政党は一つもなく、成立の目処はたっていません。
オゾン層保護法	代替品が存在しない用途に使用されているフロン等の特定物質は暫定的に規制対象外とされているが、試験研究及び分析に用いる場合に限り生産抑制の対象外となっている暫定措置の期限を、現在の平成23年12月31日から3年間延長する旨の施行令改正が12月上旬に公布される見込みです。
再生可能エネルギー特別措置法	再生可能エネルギーから作った電気を、国が定めた単価（固定価格）で、一定の期間、電力会社を買取することを義務付け、買取にかかる費用は、原則として電気を使う全国民（個人、事業者）が電気の使用量に応じて負担するとしたもので、8月26日に成立し、来年7月1日から施行されます。 住宅向け太陽光発電は、これまでの余剰電力の買取制度が継続されること、及び買取単価や買取期間は、再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模などに応じて、中立的な第三者委員会での議論に基づき経済産業大臣が決定することになりました。（関連して10ページの「かながわソーラープロジェクトの推進」を参照ください。）
生物多様性保全促進法	生物多様性基本法の制定（平成20年）や生物多様性条約COP10の開催（昨年秋）を受け、地域住民、事業者、専門家等、地域の多様な主体が連携していく取り組みが促進されるよう、市町村による地域連携保全活動計画の策定、連絡調整協議会の設置、保全のための土地取得の援助などを規定したもので、昨年12月に公布され、本年10月1日から施行されました。省令、基本方針も9月30日に施行されています。（35ページにご案内の生物多様性講座に参加ください。）
化学物質政策基本法案	化学物質対策について、縦割り行政の弊害の改善、子供・胎児等に対する影響の未然防止などに対応しようと、民主党プロジェクトチーム等が制定を検討している法案です。 他の政党のマニフェストにも取り入れられているが、「化学物質に対する規制は化学産業をダメにする」として一部民主党議員が反対していると言われており、議員立法の形で法案を提出することも検討されたようですが、見通しはたっていません。

大気汚染防止法	企業不祥事を受けて、昨年5月に罰則強化などを内容とする法改正がなされた以降、改正の動きはありません。
水質汚濁防止法	有害物質を使用や貯蔵する施設の設置者等について、届出規定や、地下水汚染の未然防止のための構造基準、定期点検義務の創設を内容とする改正が行われ、6月22日に公布されました。施行日は、来年6月22日までの政令で定める日とされています。具体的な規定を定める環境省令の公布は、この年末以降となる見込みです。(本改正の解説については、本紙6ページを参照してください。)
環境基準の告示	10月27日、カドミウムの環境基準値が現行の0.01mg/Lから0.003mg/Lに強化されました。環境基準値は、地下水の浄化基準値に連動しますので浄化対策中事業者の方はご注意ください！ また、環境基準は、土壌の浄化基準や事業所からの排水基準に連動することが通例なので、今後の国や県の動向にご注意ください!! (注：欧州ではカドミウムを含む製品の製造・輸入に関してRoHSとして知られる厳しい制限を課しています。)
放射性物質汚染対処特措法(廃棄物処理法)	東日本大震災に伴う放射性物質による人の健康影響等の低減を目的として、議員立法により成立した法律で、8月30日に公布、一部施行されましたが、来年1月1日が全面施行日とされています。 そのための環境省令に関するパブリックコメントが11月17日まで行われ、年内には環境省令が公布される手筈となっています。 これまで廃棄物処理法が対象とする廃棄物からは「放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。」とされてきたが(同法第2条第1項)、事故由来の放射性汚染廃棄物のうち、一定の廃棄物(高濃度で汚染された廃棄物などを環境省令で規定)の処理を本特措法で規定し、その他の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、当分の間、廃棄物処理法の対象とされました。(放射性汚染物質にも廃棄物処理法が及ぶということ。) なお、汚染レベルの低い廃棄物であっても本特措法の上乗せ基準が及ぶ場合があるとされていますが、その対象は環境省令案では具体的とはなっていません。
県生活環境の保全等に関する条例	指定事業所の手続き制度の変更、化学物質の排出状況等の届出制度の新設、土壌汚染対策法との重複規定の整理などを内容とする改正が行われ、7月22日に公布され、来年の10月までに全部施行されます。 (改正県条例は、協議会ホームページ「お知らせ」欄からご覧ください。) 詳細規定のほとんどを委ねた規則のパブリックコメントは年内を目途に実施されるとみられ、今後、当協議会ホームページから情報提供していきます。 また、県条例の適用を除外されている横浜市、川崎市のうち、横浜市は県条例に合わせて市条例改正の検討に入っていますが、川崎市は特段の動きがみられません。

環境法令の改正トレンド情報(公布済みのもの)については、当協議会ホームページ「環境法規・行政」欄からご覧いただけます。



法令・行政の動向

水質汚濁防止法の改正について

＜有害物質を取り扱う施設に関する規制が強化されました＞

神奈川県環境農政局環境保全部大気水質課

水質汚濁防止法（以下「法」という。）の一部を改正する法律が、平成23年6月22日に公布されました。これは、近年においても事業所における設備の老朽化や使用の際の作業ミス等による有害物質の漏えいを原因とした地下水汚染事例が、全国的に継続して確認されていることから、地下水汚染の効果的な未然防止を図るために行なわれたものです。

規制の具体的な内容は、今後環境省令等で定められる予定ですが、ここでは現在明らかになっている範囲で改正の内容をお知らせします。

1 改正の概要

次のとおり、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に関する規制が強化されました。

「有害物質使用特定施設」：特定施設*¹であって有害物質*²を製造、使用又は処理するもの。

* 1：法第2条第2項に規定する施設

* 2：法第2条第2項第1号に規定する物質（カドミウム等26物質）

「有害物質貯蔵指定施設」：有害物質を貯蔵する施設であって政令で定めるもの。

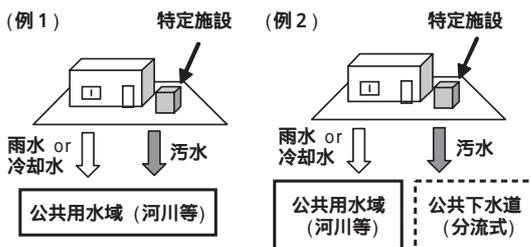
（注）県生活環境の保全等に関する条例においても「指定施設」という用語を用いていますが、それとは対象が異なります。

(1) 届出対象施設の追加（改正法第5条第3項関係）

有害物質使用特定施設であって、これまで法の届出が必要とされていなかったものを設置しようとするとき又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするときは、当該施設の構造、設備、使用の方法等を都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に届け出なければならないとされました。

これまで届出が必要とされていたもの

特定施設を設置する場合であって、当該事業所から公共用水域に水を排出する場合（法第5条第1項）

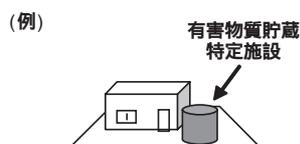


有害物質使用特定施設から生じた有害物質を含む汚染を地下に浸透させる場合（法第5条第2項）

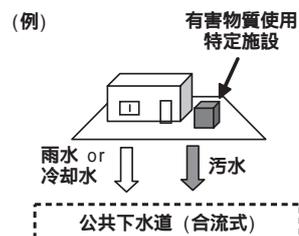


法改正により新たに届出が必要とされたもの

有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合
(法第5条第3項)



有害物質使用特定施設を設置する場合であって、当該事業所から公共用水域に水を排出しない場合 (法第5条第3項)



(2) 構造基準等 (改正法第12条の4 関係)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならないとされました (具体的な基準の内容については、今後、環境省令で定められる予定です)。

(3) 定期点検義務 (改正法第14条第5項 関係)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならないとされました (具体的な点検方法等については、今後、環境省令で定められる予定です)。

新旧対照条文は、改正案の時点のものになりますが、次の環境省ホームページ「(平成23年3月8日) 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について (お知らせ)」から御覧頂くことができます。
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13573>

2 施行日及び既存の施設に関する特例

(1) 施行日

施行日は、公布の日 (平成23年6月22日) から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日とされました。

(2) 既存の施設に関する特例

今回の法改正により新たに届出が必要とされた有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設のうち、既存の施設 (施行の時点で設置工事中のものを含む。) について、次のとおり特例が設けられました。

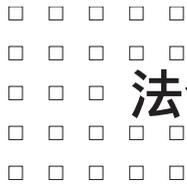
施設の届出	施行日から30日以内に環境省令で定めるところにより都道府県知事 (政令で定める市にあっては市長) に届け出なければならない。
構造基準等	施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、基準を適用しない。
定期点検義務	特例なし (施行日から定期点検義務が適用)

3 県条例との関係等

本県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (以下「条例」という。) の第29条第2項により、平成10年 (既存の施設については平成16年) から、特定有害物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業を行なう事業者に対し、特定有害物質の地下浸透を防止するための構造基準の遵守義務を定めています。

一方で、今回の法改正では、条例には定めのない定期点検義務が設けられたほか、地下浸透を防止するための構造基準についても、より厳しい基準が設けられる可能性がありますので、有害物質を取り扱う事業所の皆様におかれましては、環境省令の改正等、国の動向を注視されるようお願いいたします。

環境省令の改正は、平成23年の年末以降に行なわれる見込みです。



法令・行政の動向

ばい煙測定義務の違反事案から学ぶ

協議会事務局

本年3月、西日本の大手自動車企業M社製作所において、大気汚染防止法のばい煙測定義務違反事案が発覚し、環境省では同社に対し、再発防止対策の報告を求めるとともに、同社が所属する日本自動車工業会に対して会員企業における自己点検の実施を要請する文書を出しました。その後、やはり西日本地区の化学、鉄鋼メーカー2社からも同様の違反事案があった旨の発表がありました。

本年4月からは、「ばい煙の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対する罰則の創設」等を内容とする改正大気汚染防止法が施行されていますが、本件はその施行直前に発覚したものです。

最初に発覚したM社が環境省に提出した報告書によれば違反内容、原因と対策は以下のとおりでした。

違反の内容（同社製作所のほか、生産・非生産・販売・物流の関連会社を含む。）

大気汚染防止法	ばい煙の測定漏れ、61件 設置、変更、廃止の届出漏れ、計228件
水質汚濁防止法	設置、廃止の届出漏れ、計117件
騒音規正法	設置の届出漏れ、23件
振動規正法	設置の届出漏れ、12件

違反の発生原因

- ・届出、測定の要否判定から実施にいたる業務プロセスにおいて、法令基準の確認が不十分であったこと
- ・届出、測定の実施状況を組織的に監視する体制が、十分に機能していなかったこと
- ・管理者及び届出、測定業務の関係者に対する環境法令の教育、意識付けが不足していたこと

再発防止策

届出、測定の業務プロセスの改善

- ・チェックシートの整備により確実に届出要否を判定し、届出が必要な施設は届出が完了するまで工事の着工ができない業務プロセスに改める。
- ・測定データを現場から環境担当役員に定期的に報告することとし、測定義務及び規制値の遵守状況を全社的に確認する体制を構築する。

法令順守の監視体制の強化

- ・現場及び各地の部門における環境法令順守の年間活動状況を報告、チェックするための全社会議を設置する。
- ・ISO1400環境マネジメントシステムによる環境管理業務の内部監査に加え、業務監査部門

による現場環境管理部門の法令順守状況の監査を実施する。

環境法令に関する教育の強化

- ・設備計画部門の全員に、環境法令を含め設備計画業務にかかる法令教育を実施する。
- ・部長以上の管理職全員を対象に法務部門による法令順守にかかる教育を実施する。

行政資料の開示請求の方法について

国が保有する行政資料は、開示請求すれば入手可能です。

M社が環境省に提出した報告書は、今回、e-Gov（イーガブ）と呼ぶ国の電子申請システムを利用して開示請求し、1ヶ月もかからず入手しました。最初のe-Gov登録が分かりにくかったが、お試しください。

国のホームページから「e-Gov電子申請」に入り、

請求文書を特定し、請求手数料を納付（200円を銀行振り込み）

「行政文書開示決定通知書」が郵送されてくる。

開示方法を選択して（今回、資料はCD-R複写を、入手方法として郵送を選択）、郵送料（140円の郵便切手）を同封して「行政文書開示請求書」を送付

CD-Rに複写された「開示文書」が郵送されてきた。

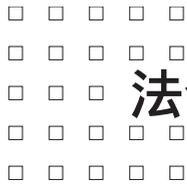
開示に関するトピックス

最高裁判決「国に報告した燃料消費量は非公開」

10月14日付け朝日新聞によれば、省エネ法に基づき、企業が国に報告した燃料使用量は、情報公開法で開示が義務付けられない「企業に不利益が生じる恐れのある情報」にあたるとする最高裁判決があった。

「公になれば競合他社に製造原価や省エネ技術が推測され、取引先にも不利な価格交渉を強いられるなど、企業の利益を害する可能性がある」と判断し、公開の必要性を認めなかったもの。

訴えていたのは気候ネットワーク。2004年に、温室効果ガスの排出量を調べるため、全国に5千ある大規模事業所の電力や燃料消費量の情報公開を請求。国は企業の意向を聞いたうえで一部を非公開としたため、05年に提訴していたもの。



法令・行政の動向

かながわソーラープロジェクトの推進

神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課

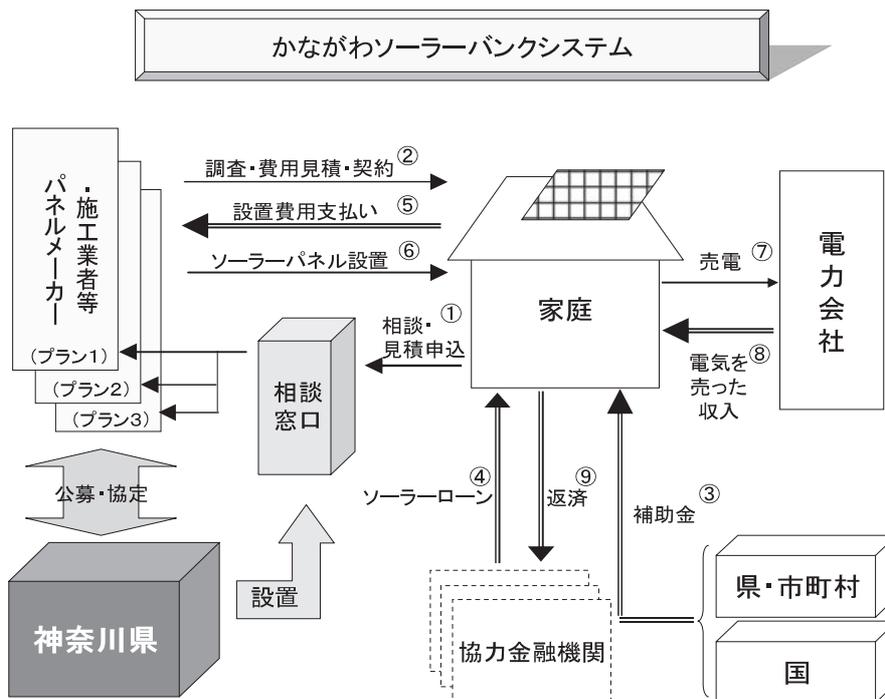
県では、「かながわスマートエネルギー構想」を発表し、「原子力発電に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という3つの原則のもと「創エネ」、「省エネ」、「蓄エネ」の3本の柱で取組を進めています。

今回は、その中でも「創エネ」の中心的な役割である「太陽光発電」について、最近の県の取組をご紹介します。

住宅用太陽光発電について

県は、太陽光発電の普及拡大に向けて、これまでの県・市町村が連携した補助制度に加え、設置費用負担の軽減を図る「かながわソーラーバンクシステム」を平成23年12月からスタートしました。これは、県と参加事業者が協力し、太陽光発電設備をリーズナブルな価格で安心して設置していただくための新たな取組です。

ここでは、事業者から住宅用太陽光発電設置のプランを提案いただき、県が複数の設置プランを選考するとともに、相談窓口を設置して、県民の方からのご相談に応じて、適したプランを、設置プランを提案した事業者に取り次ぐというシステムです。



現在、太陽光発電設備の設置を希望する県民を募集中（平成24年3月中旬までの予定）

メガソーラーを含む大規模な太陽光発電及び公共施設・工場等への設置促進について

1 メガソーラー等の設置促進策

メガソーラー等の大規模な太陽光発電は、再生可能エネルギー特別措置法に基づく新たな買取制度を活用して、民間事業者による事業化を支援します。

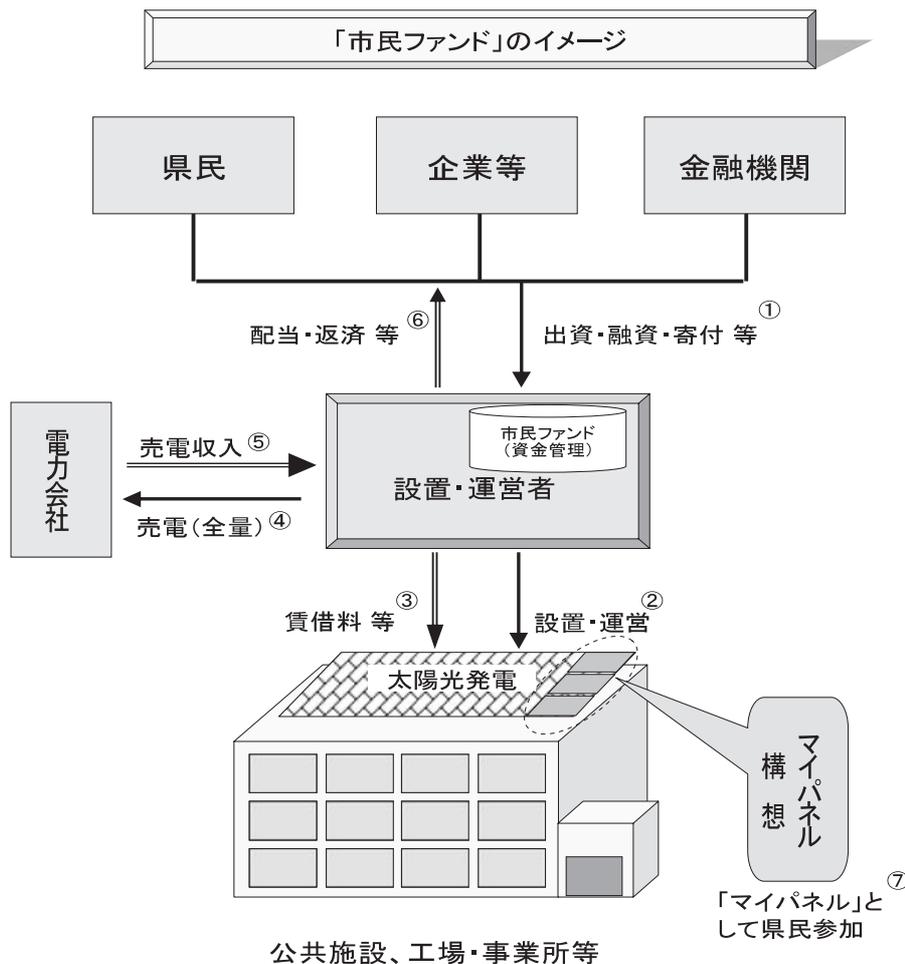
現在、メガソーラー等の設置に適した用地について、基礎調査を行っています。今後は、そうした用地の情報を整理して公表し、発電事業を営もうとする事業者とマッチングを行うこととしています。

2 公共施設・工場等への設置促進策 ～「市民ファンド」を導入した「屋根貸し」の検討～

また、公共施設や工場等の屋根などに、県民や企業の方の資金を活用して設置していただくことも検討しています。

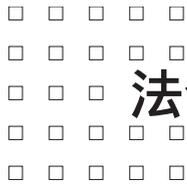
具体的には、「市民ファンド」として広く県民の方や企業からの資金を募り、公共施設や工場等の「屋根貸し」を受けて太陽光発電を設置し、再生可能エネルギー特別措置法による売電収入により施設の賃借料や出資者への配当等を行う手法について、先行事例などを参考に検討しています。

また、設置された公共施設等のソーラーパネルを概念的に分割し、環境への貢献を希望する県民に「マイパネル」として提供し、得られた資金を活用して更なる太陽光発電の普及に役立てる「マイパネル構想」についても、具体的な仕組みの検討をしています。



かながわソーラープロジェクト等に関することは、神奈川県ホームページよりご覧いただくことができます。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300183/>



法令・行政の動向

水源環境保全・再生施策の取組状況と 水源環境保全税の延長について

神奈川県環境農政局水・緑部水源環境保全課

県民の皆様の生活を支える水資源は、昭和13年の相模ダム建設計画から平成13年の宮ヶ瀬ダム完成に至る水源開発の取組により概ね確保されましたが、水源環境に目を向けると森林の荒廃が進み、生活排水等による水質汚濁などが問題になっています。

このため、県では、平成12年以来、県民の皆様や市町村等との意見交換を重ね、さらに県議会での議論を踏まえて、平成19年度以降の20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱に基づき、5年間に取り組む「実行5か年計画」を策定し、個人県民税の超過課税である水源環境保全税を財源に平成19年度から特別な対策に取り組んできました。

その成果は着実に発揮されつつありますが、水源環境の保全・再生には、長期かつ継続的な取組が必要なことから、施策大綱に沿って平成24年度以降も第2期実行5か年計画を定め、特別な対策を実施することとし、この財源を確保するため、水源環境保全税を延長いたします。

そこで、第1期実行5か年計画の取組成果と水源環境保全税の延長の概要についてご紹介いたします。

1 第1期実行5か年計画のこれまでの取組成果

第1期実行5か年計画においては、別表の12の特別対策事業を実施しました。

森林関係では、平成19年度から水源環境保全税により加速化した「水源の森林づくり事業」や「地域水源林整備」により、植生保護柵内で林床植生が繁茂しており、水源かん養機能の向上などにつながる森林整備の効果が現れつつあります。また、21年度に実施した人工林の整備状況調査では、手入れ不足により荒廃している森林の割合が、平成15年度に公表した時点の66%から24%まで減少しています。

「丹沢大山の保全・再生対策」では、土壌流出防止の新たな工法や植生保護柵等により、土壌浸食が減少し、土壌流出防止対策の効果が現れています。

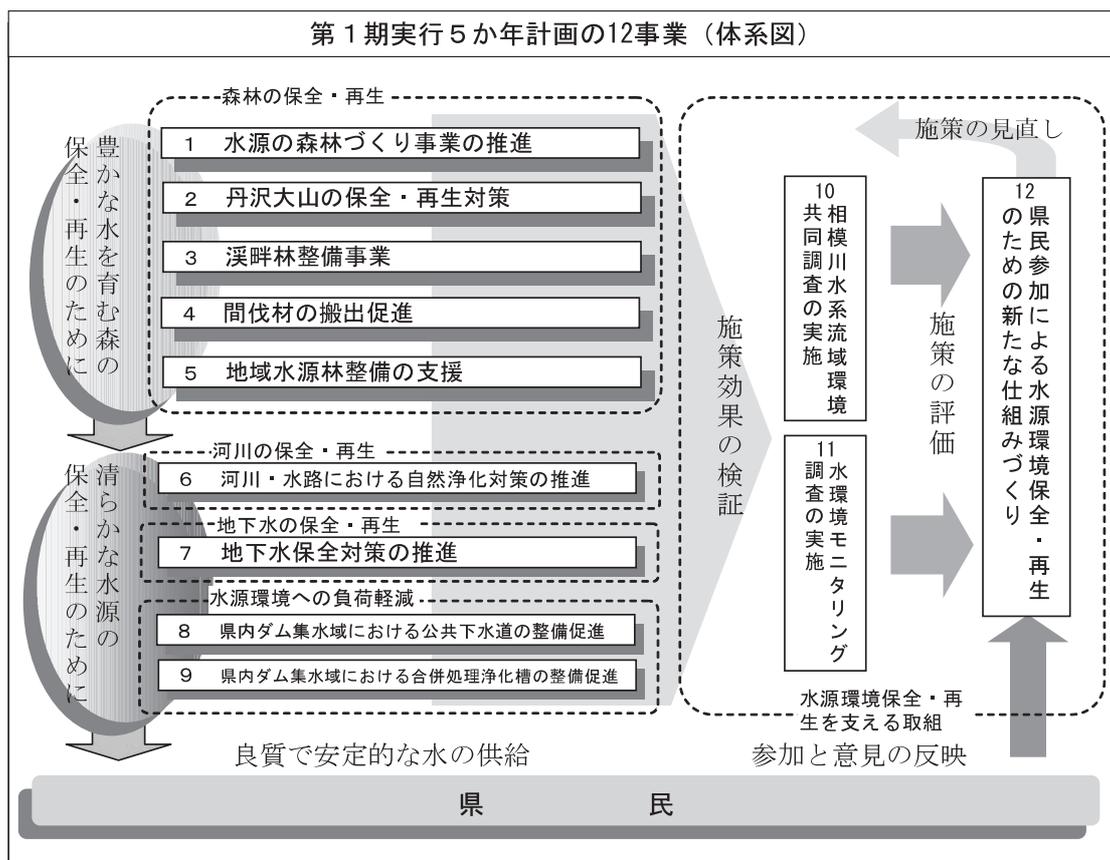
水関係では、生態系に配慮した河川・水路等の整備により、本来の川らしさを創出するとともに、県内ダム集水域における公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備促進により、ダム湖への生活排水の流入抑制を図りました。

このように水源環境保全税を活用した特別対策事業の成果は着実に現れつつあります。

ぜひ、皆様も水源地域の森や川の状況を、ご自分の目でご覧いただき、水源環境の保全・再生の大切さを考えるきっかけにさせていただきたいと思います。



適正に整備された人工林



2 水源環境保全税の延長

水源環境保全・再生に継続的に取り組むには、一般財源とは別に、水源環境保全・再生のための安定した財源を確保することが必要です。

そこで、第2期（平成24年度～28年度）の実行5か年計画に位置付けた12の特別対策事業を推進するための財源を、県民の皆様にご負担いただくため、引き続き、個人県民税の均等割と所得割に対する超過課税（水源環境保全税）をお願いすることとしました。

税率（第1期（平成19年度～23年度）と同じ）

区分	標準税率	上乗せ率	超過税率（+）
均等割	年 1,000円	年 300円	年 1,300円
所得割	一律 4%	0.025%	4.025%

適用期間 平成24年度から平成28年度まで（5年間）

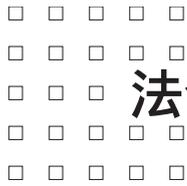
税収規模 年額約39億円（5年間で約195億円）

納税者一人当たりの平均負担額 890円

神奈川県水源環境保全・再生基金について

ご負担いただいた税金は、用途を明確にするため、特別会計内に設置した「神奈川県水源環境保全・再生基金」で管理し、水源環境の保全・再生のための特別対策事業に活用しています。

この基金では、法人・個人を問わず寄附もお受けしています。



法令・行政の動向

アジアの土壌環境規制の動向について

DOWAエコシステム株式会社 ジオテック事業部 小泉 信夫

ここ数年、アジア（特に中国）の経済は著しい発展を遂げており、農地や工場跡地などの土地開発が進んでいる。その一方、土壌汚染などの環境問題も社会問題化しており、環境への配慮・対策に関する法整備も同時に進み始めている。

アジアにおける土壌汚染関連法の現状

現在、アジアで土壌汚染に関する法令が制定されているのは日本、台湾および韓国だけであるが、その他のアジア各国でも土壌環境に関する法整備は着実に進んでいる。

中国では現在、土壌汚染対策法に相当する法および調査や対策のガイドラインなどの草稿が作成されており、第十二次五カ年計画の最終年にあたる2015年を目途に規制が始まると言われている。現在公表されている草稿には、土地利用の変更時に調査が義務づけられ、土地利用形態に基づく健康リスク評価によって対策目標を設定するといった内容が記載されている。また、北京など一部地域では条例として先行して規制が始まっている。

タイは2013～2015年に法律制定が予定されている。マレーシアも同様に今後数年以内に法律制定を予定している。どちらも中国と同様、スクリーニング基準値はあるが、リスク評価によって対策の有無を判断する内容である。

その他、シンガポールにはJTCガイドラインがあり、インドネシアには環境管理保護法や有害廃

棄物による汚染サイトの修復手順などの関連法が存在する（以上、表-1参照）。

アジアでは、経済成長による環境問題の深刻化に伴い、環境への配慮意識が芽生えている。今後も、アジア圏での法整備はより一層進展していくであろう。

なお、ここで

表 - 1 アジア各国における土壌法律・規制の施行状況

法律制定済み		
韓国	土壌環境保全法（1995年）	
台湾	土壌及地下汚染整治法（2000年）	
日本	土壌汚染対策法（2003年）	
数年以内に制定予定		
中国	2015年目処に制定予定	現在は参考とすべき物質と基準値が示されているが強制力はない
タイ	2013～2015年に制定予定	2010年から土壌・地下汚染管理法制定に向けた導入プログラムを実施中
マレーシア	2013～2014年に制定予定	ガイドラインは策定済み（汚染土地の管理に関するガイドライン、2009年）
その他の事例		
シンガポール	JTCガイドライン（2003年）	工場の設立、閉鎖時に土壌調査を実施
インドネシア	環境管理保護法(2009、32) および有害廃棄物による汚染サイトの修復手順（2009、33）（2009年）	有害廃棄物に起因した汚染等について調査・対策が求められる

留意すべき点は、これから土壌環境の規制を導入する国々は、米国型のリスク評価の仕組みを導入しようとしていることである。また、対象物質数は日本より多く、その分析方法はUSEPA（全含有量）が基本である。日系企業が国内の環境基準をベースに各地域で環境管理を行うケースが散見されるが、規制導入後、既存データが十分に活用できなくなる可能性が考えられる。

日系企業の環境管理の難しさについて

日系企業の海外子会社の環境管理は、距離が遠く、別組織となり（子会社、合併関連会社）、言語・文化が異なるため、困難であることが多い。例えば、タイでは文字も言葉も異なる中、英語で現地スタッフとコミュニケーションをしなくてはならない。駐在日本人も環境は兼務であることが多く、主眼は生産活動に行きがちである。現地スタッフの環境意識が低い場合は、本社スタッフの意図がなかなか伝わらなくなってしまう。これらは言わば、遠距離で行う異文化の伝言ゲームのようなものである。

海外における土壌汚染のリスクについて

土壌汚染には、無過失責任、遡及責任、さらには連帯責任という3種類の資産管理に関わるリスク要素がある。そのため、進出・移転時の調査と操業中の環境リスク管理が重要である。規制が無くても、遡及性があるため、土壌調査を実施しておくことが望ましい。

これらに加え、海外の場合は『文化』や『法』の違いによるリスクも加わる。つまり、法と運用のギャップ、訴訟、政治利用、イメージダウン、現地の調査・分析・施工レベルのギャップなどのリスクが存在している。そのため海外の環境管理は、現地スタッフに任せきりにするのではなく、本社スタッフ、駐在スタッフおよび現地スタッフが現状を認識し、適切な対応を行うことが肝要である。現地の実情に精通し、それぞれのスタッフがコンタクトできる会社に相談するのが望ましい。

DOWAエコシステムの海外事業について

当社は国内・海外での豊富な経験及び実績と海外拠点ネットワークを生かし、海外でも日本と同等のサービスを提供している。

当社は中国に日系企業初となる土壌浄化会社『蘇州同和環保工程有限公司』を設立し、土壌の調査・対策業務やコンサルティングに取り組んでおり、今まで以上にスピーディでよりきめ細やかなサービスを提供している。東南アジアでは2009年より廃棄物処理会社であるMAEH社をグループに加え、タイ、シンガポール、インドネシアに廃棄物処理拠点を得た。現在、土壌の専門家を各拠点に配置し、既存事業との連携を進めながら工場進出時の土壌調査や対策を多数実施している。

また、海外の協力業者とも連携し、上記以外にもアジアでは韓国やマレーシア、さらに欧米、オセアニアなどの各国で土壌汚染調査や環境デュー・デリジェンス、その他の環境サービスを提供している。

「お問い合わせ先」

DOWAエコシステム株式会社 ジオテック事業部

住所：〒101-0021 東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDXビル22階

電話：03-6847-1232

ホームページ：<http://www.dowa-eco.co.jp/business/global/>



「空調服」でこの夏を乗り切りました

< 環境に優しい社会の実現への貢献 >

LED照明、太陽光発電、ハイブリットカーといった環境に優しい製品の開発と実用化が急速に進んでいます。こうした新技術や新製品の開発と普及には、それに対応する電子回路基板が必要不可欠です。メイコーでは、環境対応型製品に求められる高品質な電子回路基板を製造・供給することで、環境に優しい社会の実現に貢献したいと考えております。

< 製品に求められるもの >

LED蛍光灯等にもメイコーの製品が組み込まれていますが、電子回路基板というものが一般のお客様の目に触れることはまずありません。電子回路基板は電源や部品を電気信号で結ぶ役割を担っており、ほとんどの製品がミクロン単位での精度を必要とするもので、それだけ重要で大事な製品であるともいえます。そういった製品の品質を保ち効率良く製造するには、従業員の集中力を切らせない事が大事になります。

< 当社の今年の節電対応 >

最初に誰もが思いつくのが冷房・照明の節電。ここで問題となるのが従業員の集中力をいかに切らせないか、無茶な節電は事故にも繋がりがかねません。しかも電子回路部品の製造は大量に水を使うため工場内の湿度は常に高めです。

そんな中で役に立ったのが「空調服」です。一見するとファンが付いているだけの服ですが、その効果は環境展のブースで確認済みです。「空調服」自体が2～3程体感温度を下げてくれるので冷房の温度設定を2上げてても体感的な作業環境は変化しません。そのおかげで夏の節電中も品質を損ねる事無く乗り越える事が出来ました。

小さいアイデアかもしれませんが、こういう簡単なことから始めることが、省エネに繋がっていくものと考えます。

「空調服の原理」：作業着の左右腰の辺りに2個の外気導入ファンを取付け、服の内部に空気を送り込むことにより気化熱の原理で汗を蒸発させ、皮膚の放熱をさせ、体温を丁度良く制御させるものです。



「産廃物ゼロ」の後付け複層ガラス



かながわ産業Navi大賞受賞の製品です。

既存の窓が使い、「断熱効果」「結露防止効果」「防音効果」へと多彩に利用できる『ポケットサッシ』です。防犯フィルムを貼ることで、地震対策にも。

通常、窓を複層化する場合はサッシごと取り替え、既存のサッシとガラスは破棄してしまうケースが多くあります。それに対し、「ポケットサッシ」は、既存のサッシとガラスを利用して複層化することで資源の無駄を省くことが出来ます。これにより、市販品の約半額まで費用を抑えることが出来ます。

また、利用用途によって二枚のガラス間隔や後付けガラスの厚さなど微調整も行えます。

「ポケットサッシ」の特徴

- 既存の窓ガラスを利用
- 設置コストの削減
- 既存窓利用による廃棄皆無でCO₂削減
- 調節可能な断冷・断熱機能
- 防犯フィルム貼り付け可能
- 防犯フィルムによる地震時のガラス飛散防止

断冷・断熱効果の試験データ (10ヶ月間)

- ・ 24時間冷暖房を行う施設で約30%の省エネ効果
- ・ 窓の大きな施設のケースでは約40%以上の省エネ効果
- ・ 冷房の温度を29℃に設定していても快適 (夏場)



株式会社ビッキマン URL <http://www.bikki-man.jp/>

かながわ産業Navi大賞： がんばる中小企業を応援する(財)神奈川県経営者福祉財団の表彰制度
本製品は、本年度環境(エコ)部門大賞を受賞した。

太陽光発電システムの概要と太陽電池モジュールの技術動向

1 太陽光発電システムの概要

太陽光発電システムは、電力会社の商用系統との連系運転を行う系統連系型システムの構築によって急速に普及してきました。系統連系型システムは、太陽の光で発電した電力を瞬時に商用負荷で消費できるため、蓄電池が不要な効率的なシステムです。

近年、地球温暖化問題の緊急性および重要性が世界各国において認識され、世界規模でCO₂排出量削減に向けて様々な取り組みが実施されています。特に太陽光発電システムに関しては、2004年にドイツで改正された電力固定価格買い取り制度が急速な普及を促進したことから、欧州各国および日本においても本制度が導入され、世界的に太陽光発電システムの普及が進んでいます。

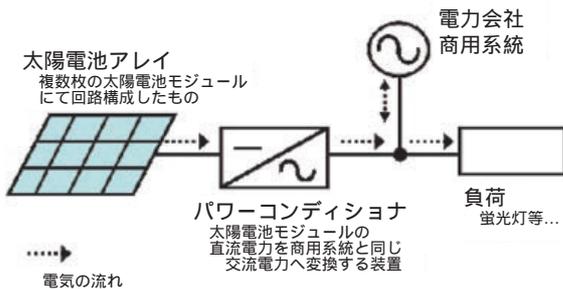


図 - 1 太陽光発電システム構成図 (例)

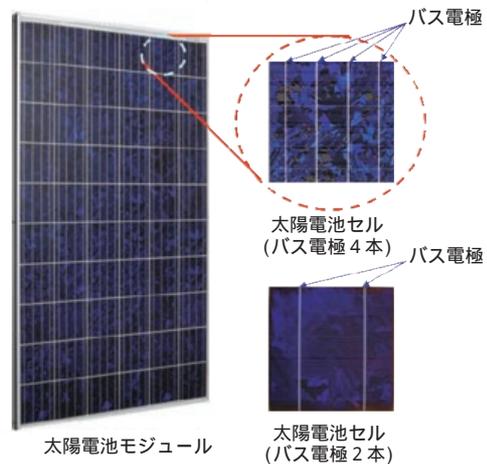


図 - 2 太陽電池モジュールとセル (多結晶シリコン)

2 太陽電池モジュールの技術動向

太陽の光エネルギーを電気エネルギーへ変換するパネルは、「太陽電池モジュール」と呼ばれ、システムの発電性能に係わる重要な構成部品です。

太陽電池モジュールは、現在、多結晶や単結晶といった結晶シリコン系太陽電池セルを用いるタイプが主流であり、太陽電池セルを複数枚電氣的に接続し、カバーガラス、封止材、バックシート、フレームで保護する構造となっています。

(1) 太陽電池セルの高効率化

太陽電池モジュールの発電効率を向上させるには、太陽電池セルに用いられるシリコン基板の品質向上の他に、太陽電池セルの印刷電極を含めた電流経路での電気抵抗の低減が挙げられます。

a) 太陽電池セルにおける電気抵抗の低減

太陽電池セルの電気抵抗を低減する技術開発として、バス電極本数の増加があります (図 - 2 参照)。これまでのバス電極は2本が主流でしたが、これを3本に増やすことで太陽電池

セル内の電気抵抗を減らすことができます。更に、3本バス電極よりも改善を図るため、4本バス電極セルを用いた製品もあります。(図-3参照)

この際、2本バス電極と同じ電極幅で本数を増やすと太陽電池セル表面の電極面積が増え、受光面積が小さくなり出力低下につながるため、より細いバス電極幅で電極数を増やす必要があります。バス電極数が多いほど細いバス電極が必要となり、配線部材を接続する際に高度な製造技術が要求されます。

b) シリコン基板の品質向上

単結晶太陽電池セルの場合、多結晶太陽電池セルより結晶品質が高く効率向上につながります。多結晶シリコン太陽電池セルを使用した、同一サイズの太陽電池モジュールと比べモジュール1枚あたりの出力は約5%向上します。単結晶シリコン太陽電池セルを採用すると、発電効率は向上しますが、同時に電流値も上昇するため、セル内の電気抵抗が同じままでは、エネルギーロスが大きくなります。前述した多本数バス電極を採用することで、電子の移動距離を減らしてセル内電気抵抗を低減することが可能で、単結晶シリコン太陽電池セルの出力を更に高くできます。

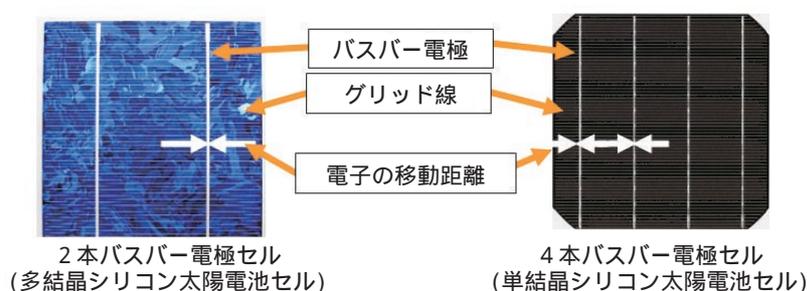


図 - 3 単結晶太陽電池セル

(2) 太陽電池モジュールの大出力化

太陽光発電の普及が進むと共に、3～4kWが中心の住宅用中小規模システムに加え、工場屋上や遊休地等を用いた数十kW以上のシステムの導入が進んでおり、1MW(1,000kW)を超える大容量の太陽光発電システムを設置するメガソーラーと呼ばれる大型案件も増加しています。一般住宅によく見られる傾斜屋根への施工の場合、傾斜面での作業における運搬性や安全性、限定された屋根面積に対しての配置の自由度が重視され、モジュールの高効率化への要望は強いものの、大型化による大出力化への要求は多くありません。一方で、平坦な地上設置や工場屋上等、モジュールの扱いが比較的容易で、十分な設置面積がある場合には、モジュールを大型化することにより、少ない枚数でシステムを構成出来ます。そのため、太陽電池モジュールは大型化してきています。一方、大型化においては耐風圧や耐積雪強度低下の可能性が懸念されることから、太陽電池モジュールの裏側に補強バーを装着して強度を確保するなどの対策も実施されてきています。

3 今後の展望

太陽電池モジュールは、システム価格の半分以上を占めるため、更なる太陽電池モジュールの効率向上は低コスト化のためにも重要な要素であります。そのため、太陽電池セルの表面電極の更なる細線化や裏面に電極を集中させる等、セル表面へ入射する光の量を増やす方向での開発も行われております。また効率が低くても材料費が抑えられる薄膜系や化合物系の市場投入も行われてきており、太陽電池モジュールの選択肢は広がってきています。

「研究開発に潜む事故要因とその対策」

独立行政法人産業技術総合研究所 若 倉 正 英

1 研究開発ではなぜ事故が多いのか

研究開発の段階では事故の発生率が高いことが指摘されている。なぜ事故が多いのであろうか。過去の事故の分析などから、以下のような研究開発での特殊性が指摘されている。

研究者の特質として創意工夫に富み熱意が高いが、開発を最優先として安全を軽視する。

研究開発は時間との勝負で整理整頓が軽視されがちだが、整理整頓は安全の基本である。

研究開発は新規性が高く、安全上の情報を得にくく、危険性評価方法が確立されていない。

研究開発は非正常作業であるため、作業マニュアルや異常時対応マニュアルを作成しにくい。

エネルギー物質や自己反応性物質など危険性の高い物質の取り扱いが増加している。

研究開発の中心は25～35才であり、事故に対する経験が不足している。学校教育でも危険な実験を経験する場が減少している。

研究開発にともない発生する廃棄物の処理中の事故も少なくない。

2 事故事例

新規の物質や設備、工程を用いる研究開発では、過去の事故事例が、作業に潜む危険性の予測にきわめて役に立つのである。

2.1 化学物質による危険

多くの化学物質は多様な危険性を内包するが、多くの場合その危険性が顕在化することはない。しかし取り扱いを誤ると事故に至ることがある。そこで化学物質の危険性の概要と、研究開発での典型的な事故事例を紹介する。

エネルギー危険性

エネルギー危険性とは化学物質の反応により火災や爆発などの危険である。

- ・ **自己反応性**：熱、衝撃、光により誘発されて分解や爆発を起こす危険性で、火薬類、過酸化合物、感光剤等が該当する。多くはニトロ基や過酸化結合、アセチレン結合など特殊な官能基を有する。
- ・ **引火(着火)性**：酸化性物質と共存した状態で、着火源が存在すると燃焼する物質を指す。気体、液体、固体により危険性判定の基準が異なる。気体では燃焼限界が、液体では引火温度、固体では酸素指数や発火温度がその目安となる。
- ・ **発火性**：発火性とは引火性物質のように着火源がなくとも火災となる危険性で、空気や酸素と接触すると直ちに発火する自然発火性気体や発火性固体、酸化や発酵の熱が蓄積して発火する発熱性物質がある。
- ・ **禁水性**：水と反応して発火したり水素を発生する危険性で、アルカリ金属による事故が多い。リチウム電池の原料である金属リチウムと水との接触事故が増加している。
- ・ **混合危険性**：複数の物質が混合することにより発火したり、有害物が発生する危険性のこと。前者は関東大震災の主要な火災発生源となったことがよく知られている。また、後者は廃棄薬品の処理中の事故原因となることが多い。

[事例1：自己反応性物質による爆発] 医薬品生成実験でアジ化酢酸30gを減圧蒸留中、フラ

スコが突然爆発し2名が破片によってけがをした。純品のアジ化酢酸は比較的安定であるが、不純物が存在すると低温で分解する

[事例2：可燃性液体の火災] テフロンチューブを使って、エーテルを実験台から台下のビンに移していたときに突然火災となった。エーテルとチューブの摩擦で静電気火花が発生し、エーテル蒸気に着火した。

[事例3：自然発火性気体の火災] プラズマCVD装置で実験中、この装置にガスを供給するモノシランボンベが破裂して学生2名が死亡し、5名が負傷した。横に置かれた亜酸化窒素ボンベがモノシランボンベと接続していたため、両者が徐々に混合して爆発した。

[事例4：禁水性物質の火災] 黄リンをガラス容器に貯蔵していたが、凍結によりガラスが割れて空気と接触した黄リンが発火し、近傍にあった二硫化炭素に引火した。

有害物質、酸素欠乏症の危険性

研究開発では有害物の漏洩や、酸やアルカリのような腐食性物質との接触による中毒・薬症が少なくない。また、液体窒素などによる酸素欠乏症は死亡事故の比率が極めて高い。

[事例5：酸欠事故] 半導体関連の研究所のクリーンルームで研究員が室内で液化窒素をボンベに小分け中、液体窒素がオーバーフローしたのに気づかず、漏れた窒素により酸欠死した。

2.2 実験用の器具や設備による危険

化学実験でのガラス器具による事故のほか、分析機器や動力機器の修理中の感電、レーザー光による目の損傷も少なくない。安全マニュアルの整備や安全保護具の適切な使用が必要である。

2.3 廃棄作業中の危険

研究開発では様々な物質が使用され、時には危険特性が明確ではない生成物や副生物の廃棄処理を行う必要がある。危険性評価を丁寧に言い無造作に混合しないこと。また、廃棄処理を業者に委託する場合は、成分や危険性に関する性状を明示して引き渡す義務がある。

3 事故や安全に関する情報、データベース

前述したように開発は新たな物質や作業を伴うことが多く、過去の事故事例は参考になる。現在では事故情報を自由に入手できるサイトが増えている。

- ・ **田村昌三監修「危険物ハンドブック」** (Bretherick "Reactive Chemical Hazards" (Ver. 5) の翻訳、丸善、1999) : 4800の化学物質、30000の文献を収録している。
- ・ **US Chemical Safety and Hazard Investigation Board (CSB)** : 化学事故の速報のほか、重大事故は公式報告書を公開している。 <http://www.rise.chemisafety.org>
- ・ **災害情報センター (ADIC 非営利法人) データベース** : 事故項目の検索は無料であるが、詳細な事故情報は有料で研究開発に関する事故も収録している。 <http://www.rise.waseda.ac.jp/adic>
- ・ **リレーショナル化学災害データベース** : 産業技術総合研究所が提供している化学事故データベースで約5000件の事例を自由閲覧できる。一部の物質については物性データも載せている。 <http://riodb.ibase.aist.go.jp/riscad/index.php>
- ・ **実験安全Q&A (田村昌三監修、医学評論社)** : 主として企業の安全専門家がまとめた新人技術者向けの、研究開発における安全Q&A集。

4 まとめにかえて

新たな技術は新たな潜在危険性が存在することが多い。様々な技術革新が進められる今、開発途上の事故はせっかくの萌芽を摘むことになる。安全こそ開発成功の最大のポイントである。

猛暑の中、河川水質事故訓練に参加して

ホーム食品株式会社生産部 橋本 学

2011年7月14日（木）、県央地域県政総合センター主催の河川水質事故訓練に参加しました。午前は10時から12時迄、中津川才戸橋付近で実地訓練を、午後の部は14時から15時30分迄、厚木市依知北公民館で研修会が開かれ、県・市・国・水道事業者、そして当協議会からは3事業者、総員47名が参加しました。

暑い中、実地訓練そして研修会、お疲れ様でした。水質事故防止と言うことで午前中は実地訓練を行いました。3つのテーマがあり、3班に分かれ順番に実施。最初に「死亡魚の回収」について、必要な物、河川の確認、回収魚の見分け方、サンプリングの方法（疑似魚を使用）、そしてコイのヘルペス病を学び、次に「試料の採取」として、採水する際の位置、採水する際の注意点を学び、最後に「オイルマットの使い方」では座布団型、万国旗型、吹き流し型の3種類の説明を受け、万国旗型の実地訓練を行いました。



普段見ている川ですが、今回の訓練に参加し学んだことにより、今後の見方（川にとらわれず）が変わると思う反面、一個人として何が出来るか考える良いきっかけになりました。

午後の部では、実際に起きた水質事故の映像紹介、対応の事例、未然防止の取り組みを資料に沿った説明。当社でも排水設備を所有している中で、今回の事例のような下水管・雨水溝などの再確認と、流出など未然に防ぐ為の対策及びマニュアル等の見直しを進めるつもりです。

当社も豆腐・揚物等を製造している中で「水」は欠かせないものです。水は丹沢山系の地下水を使用しています。昨年には生産量が増え既存の生物処理、自然沈降分離から排水処理施設の改造を行いました。変更後の処理方法は強制膜分離（中空糸膜エレメント・ユニット）方式で、三菱レイヨン・三菱化学エンジニアリング(株)社のものです（改造前800m³/日、改造後1500m³/日）。もともと場所もなく、既存の設備を使用しながら生産を止めることなく施工をしました。稼働後も順調に処理しておりますが、これを維持しながら水質も含め、安心・安全な管理のもと豆腐・揚物を生産していく所存です。当社の製品及び取組み等紹介しているサイト <http://www.homefd.co.jp/> がありますのでアクセスして見てください。

今後も環境保全協議会会員としていろいろなことに取組みたいと思います。

地区部会の活動から

大和・綾瀬地区分会 視察研修会

関南鍛工株式会社 総務部 山城 隆

11月15日(火)の研修会は17名の参加で、JR海老名駅前バスで乗る予定でしたがバスの駐車ができず、久しぶりに田んぼの畦道をバスまで歩き乗車しました。

バスの中で各社の情報交換等を行いました。東日本大震災がいろんな形で各社に影響を及ぼしており、あらためて震災の大きさを認識しました。



予定通りに「東京都廃棄物埋立処分場」に到着し、まず現場を回りました。粗大ゴミ処理場では破碎処理機で破碎し、資源物・可燃ゴミ等に分別しそれぞれの処理を行っていましたが、ベッド・マットについては人力で中のスプリングを取り出しているとのことでした。

非常に危ないことがあると話されたのは、不燃物の中にガスボンベが入っていたことがあり爆発し建屋火災が発生したり、可燃物の中に100円ライターが大量に入っていて収集車の火災につながったとか、花火が捨てられることもあるとのことでした。

ゴミを出す人が安易に捨てることにより、処分に携わっている方々を危険な目に遭わせることがあるということを経験しなければならぬことを痛感しました。

また処分場内に降った雨はゴミの層に浸み込み汚れるので、排水処理場で物理化学的処理により浄化した後、再度公共下水道処理場で浄化してから東京湾に放流しているとのこと、海の汚染防止に充分配慮している事がよく分かりました。

埋立処分場に行くゴミの量は、分別等により年々少なくなっているとの事ですが、東京湾の埋立場としては最後の場所であるとの事で、ゴミの減量化は本当に大事なことであり、「分ければ資源、分けなければゴミ」は非常に大事なことを再認識しました。

昼食後は「ANA機体メンテナンスセンター」に向かいました。まず40分位ビデオを見て説明を受け、その後飛行機の格納庫に行きました。広さは東京ドームの1.8倍あるそうで、1度に7機格納できるとのことその広さに驚きました。点検頻度は毎日から4～5年に1度までの4段階あるそうです。

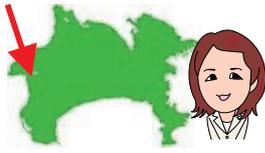
点検には各人が工具を使いますが、その管理は1人1箱ずつ名前をつけた工具箱があり、鍵をかけての管理をしていました。

それにより工具を置き忘れての事故を防止しているそうで、細かなところまで気を使っている事を感じました。すぐそばの滑走路では、ANAやJAL等の旅客機が離発着を繰り返していましたが、毎日聞いている厚木飛行場の騒音とは比べ物にならないくらい静かなので逆に驚きました。



*昼食を食べた「浅草ビューホテル」の24階の部屋から、新名所「スカイツリー」が目の前に見えました。

会員事業所訪問⑦ お元気ですか？



今回は県西部 山北町の事業所です！

ナス・産業(株)足柄工場を訪ねて

協議会事務局 山崎美紀

ナス・産業(株)足柄工場は、神奈川県西部の山北町、静岡県との県境近くの諸淵工業団地に平成12年4月に竣工、同年当協議会に入会されました。東名自動車道の下り車線右ルート都夫良野トンネルを出て左手、鮎沢川沿いの建屋に大きく社名が出ています。

主要事業は、銀の回収やレアメタルのリサイクルのための初期処理です。主な受入れ原料は、写真製造工程で発生した銀含有スラッジ、自動車の廃触媒、プリント基板や各種電子部品、レアメタル取扱い生産現場、研究など種々の工程で発生したもので、これらの原料が工場に送り込まれてくるとのことです。

写真フィルム、印画紙は、「銀塩の感光性」を原理としていて、生産工程で銀塩乳剤を塗布しています。当工場で扱われる「銀」は主に写真フィルム、印画紙の製造時の洗浄工程の排水に含まれるスラッジから取り出されるもので、これを回収、焼成、精錬し、高品質の「銀」の再生を行っています。電子部品の製造工程や精製工程で使われる濾過活性炭などから金、銀、白金、パラジウムの回収、再生、その他、レアメタルを原料とする工程で取り扱われた洗浄用のウエスや手袋などからも回収、再生するそうで、確かに、塵も積もれば山となるのだと思いました。受入れ原料にはどの程度のレアメタルが含有されているか不明なため、取引先とは信頼関係で成り立っているとのこと。信頼して加工をお願いするのですから、実績が何よりの「信頼の証」だと実感しました。受入れ後、蛍光X線分析装置(EDX)で原料の分析を行い、処理条件の適正化、安全性を確認しているとのこと。回収するメタルや形状は様々で、固形であったり、スラッジ状だったり、フィルム形状のものもあるそうで、それら形状によって焼成処理する時間などを幅広く調整。炉は輻射熱を利用しているため、回収メタルの飛散なども最小限に抑えることが可能とのこと。また、加工炉の温度は300~1000℃域で、メタルの性質に合わせ、低温域用と高温域用の2つの炉でフレキシブルに対応しているそうです。

環境保全対策として焼成加工時に、高性能排ガス処理フィルターを導入、大気へのばいじん等の飛散防止として捕集、除去を行っています。燃やす=煙とつい想像してしまおうのですが、「煙を出さない焼成・焼却加工」をモットーとして万全の対策を講じているとのこと。また、全てを燃やし



(溶解炉・・・銀を精錬し抽出します)

切ってしまうため工程における廃棄物はゼロ。ISO14001とISO9001の統合マネジメントシステムの実践を目指し、いかに従業員に定着させるかが現在の課題だそうです。今夏の節電対策では、焼成炉の交互稼働を行い、工場全体の受電量は最大目標110kW/hrに対し70~80kW/hrで稼働し、約20~30%の節電対策を実施。その他、地域活動としては、近隣小学校のプールやJR谷峨駅前の池の清掃、県道沿いのプランターの植栽などボランティア活動にも積極的に参加しているそうです。最後に社名の由来をお聞きすると、創業者3人の名前の頭文字「NA、S、S」から、また「茄子(ナス)は花が咲くと必ず、実を結ぶ」ことから命名されたとのことでした。今、レアメタルの価値は高騰しており、



(工場全体の外観)

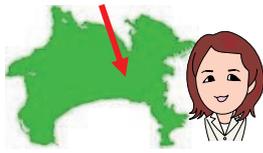
－掲載内容についてのお問合せ先－

ナス・産業(株)足柄工場

業務グループ 課長 清水 徳

(0465)77 - 1401 E-mail:nori@nass.co.jp

会員事業所訪問⑧ お元気ですか？



今回は県央部 綾瀬市の事業所です！

(株)ピクシー中央研究所を訪ねて

協議会事務局 山崎美紀

(株)ピクシー中央研究所は、神奈川県県央部の藤沢市に程近い綾瀬市に昭和59年10月に竣工、昭和60年に当協議会に入会されました。ピクシーグループの中央研究所として、化粧品製造事業所でありながら、研究開発の拠点となっています。

建物は閑静な住宅街の中に、ステンドグラスを正面玄関にあしらった一際目立つお洒落な外観になっています。

(株)ピクシーの創立は、昭和50年、「グリーンベル」ブランドとしてクリームと石鹸を製造、美容ディーラーを中心に販売を開始したそうです。翌51年に販売形態を組織販売（システム販売）へと移行。

現在も一般流通はせず、登録したメンバー内での組織販売となっています。独自ブランドの製造のみに特化し続け、登録メンバー（愛用者）は現在約3万人、年齢層は、上は80代から若年層まで、平均年齢は50代位だそうです。製造商品は、基礎化粧品が主体で、品質にもこだわっており、肌の負担となる石油合成物を使用せず、自然界に存在する天然素材を主体に使用。肌を守り生き生きとさせるものを厳選し、高純度に精製したものを配合しているそうです。また、全ての製品に含まれてはいませんが、主な有効成分として『スクラワン』（深海ザメの肝臓から抽出したエキス）、『ホババ油』（植物ホババから抽出した油）、『甘草』、『紫根』、『ローヤルゼリー』、『霊芝エキス』など、お話を伺っているだけでどんな化粧品なのか非常に興味が沸きました。特に女性には思わず目がキラキラしてしまうような（？）魅力的な成分ばかりではないでしょうか。上記成分の一部栽培と抽出は、滋賀県高島市にある「自然科学研究所」で行っており、『霊芝エキス』の栽培・抽出を国内で一貫して行っているのはここだけだそうです。



(美容講習会の様子)

環境保全対策としては、製造過程からの排水は、浄化槽を通じてBODを10ppm以下にして下水道へ放流。容器瓶の洗浄は、逆浸透膜やイオン交換樹脂で精製した純水を使用しており、生成時に排出される濃縮水は循環させ、最終的には敷地内の植込みへの散水に再利用しているそうです。また、最も対策に苦慮しているのは、塵・埃の進入、とりわけ製造施設への進入です。特に静電気には神経を使っているとのこと、クリーンルームの頭上には除去装置があり、足元にも防止粘着マットが敷かれていました。異物の混入は、品質低下にもつながり、天然成分を配合したデリケートな製品のため、徹底管理をされていることが実感できました。また驚いたのは、作業着は自社製の洗剤を使用し、社内施設で洗濯・乾燥しているとのこと、これも外部からの塵・埃などの防止対策の一環だそうです。ここにも製品開発のノウハウが生かされているように思えました。

その他、地元工業会活動への参画、また地元の小学生の見学を受入れたりと積極的に地域活動にも協力しているそうです。従業員の方は圧倒的に女性が多かったのですが、皆さん製品のユーザーだけあって、どなたも綺麗なお肌の方々ばかりで、急に我に返り、今後のスキンケアについて真剣に考えてしまった私でした。



(研究所の外観)



(小学生の見学)

－掲載内容についてのお問合せ先－

(株)ピクシー中央研究所

取締役所長 松本 正巳

(0467)76-4881

歩いてみませんか？みどりの公園(3)

～県立大磯城山公園～

特定非営利活動法人GIP 理事 坂本 政美

「美しい日本の歴史的風土100選」(2007年)が選定されています。歴史的・文化的資産が自然的環境と一体となり、美しい日本の風情を醸し出している地域とのことです。その一つに大磯町における明治・大正・昭和の政財界人の別荘群が選ばれていることは喜ばしいことです。

一方、こうした別荘も相続時の対応や維持していくための資金不足、保存技術の難しさ、火災などの理由から少しずつ失われていくのは寂しい限りです。

かつてこの地に存在した三井財閥総本家の別荘(城山荘)もそうした一つです。

近年、地域文化を育み景観を維持してきた邸園(邸宅と庭園を合わせた造語)や歴史的建造物を再認識する機運が高まっています。神奈川県では相模湾沿岸地域を対象に「邸園文化圏再生構想」を立ち上げ、官民一体となって邸園の保全と活用に向け取り組んでいるところです。

今回は、三井別荘の跡地に立地した県立大磯城山(じょうやま)公園を紹介します。



1 公園の概要

大磯町の西南部、国道1号線を挟んで吉田茂邸と向き合う地に立地した公園です。

「城山」の名は、戦国時代初頭に山城(小磯城)が存在していたことに由来します。

小高い丘のある公園といった感じで、多くはシイ、カシ、カエデ、竹林等で覆われており野鳥などの生物相も比較的豊かといえます。

園内には運動施設や遊具などの動的な施設はなく、落ち着いた雰囲気の中で三井別荘時代の面影を辿りながらの散策や休養と郷土の歴史や文化などをより詳しく学ぶことができる湘南情緒あふれる公園といえます。



2 施設紹介

【南門】

園内には3か所の入口がありますが、到達性が最もよく正面入口といえます。

このまま入っていいのか躊躇するような立派な構えです。門をくぐると右手に公園管理事務所があります。

かつては中門と呼ばれる荘厳な門がありました。



【展望台】

「関東の富士見100景」にも選定されている展望台です。山頂からの展望は素晴らしく、富士山をはじめ相模の海、伊豆や箱根の山々など西相模の景色を堪能できます。

ここには三井別荘の中心的建物である「城山荘本館」が建っており、その屋根には鶴の飾りがありました。展望台の屋根頂部にも当時と同様に鶴が飾られています。



本館は解体保存されているそうです。(大磯郷土資料館には骨組み模型が展示されています。)

【北蔵】

展望台北隣の木立の中に頑丈そうな建物があります。これが北蔵です。

三井別荘時代の建築物として現存するのはこの北蔵と少し東側の離れたところにある東蔵の二つの蔵だけです。



北蔵は城山荘本館と接して建てられており、本館内部から蔵の2階へ出入りするような構造でした。本館なき後は、蔵を活用できるよう2階の出入り口まで外階段をつけてギャラリーとして開放されています。写真、絵画、手芸作品などの展示のほか講演会や演奏会などにも利用されています。

【ひかりの広場】

明るい芝生広場となっていて幼児が駆け回るには程よい広さです。広場の隅にある休憩所からは、三浦半島方面が展望できます。かつては法雲堂や大雄殿などいくつかの建物があつた場所ですがそれらは滋賀県大津市などに移築されました。



【この橋】

麓部に下る園路はいくつかの分岐点があり網目状になっております。案内図を頼りにすすめば趣のある橋に出会えます。中ほどに広がりがある橋で旧名は「通雲橋」といいます。新しい橋は「国府橋」と書いて「この橋」と読みます。

平安時代にはこの地に相模の国府（今の県庁に相当する）が置かれていたことから名けられました。

【もみじの広場】

斜面林を下るともみじ広場に出ます。その一角に小滝（こゆるぎ）の滝があります。こゆるぎとは大磯付近の海岸のことです。

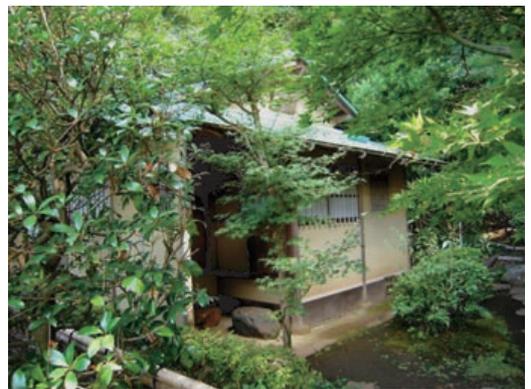
【不動池】

公園の西側を流れる不動川にちなんで名づけられた池です。元は陶磁器を焼く窯場があったところですが今は池泉回遊式の日本庭園となっています。管理上、池の対岸へは回れませんが庭を鑑賞しながらゆったりとくつろげる場所です。池の周辺はもみじが多く秋の紅葉シーズンには付近の竹林とともに夜間にライトアップが施され、幻想的な世界が演出されます。

【茶室（城山庵）】

三井別荘の頃は国宝「如庵」がありました。織田信長の弟である織田有楽斎によって京都の建仁寺に建造されたものですが、時代の移り変わりとともにその所在地も変わり、東京、大磯そして今は愛知県犬山市にある有楽苑に移築されました。ここにあるのは「如庵」に極力似せて再現した茶室で「城山庵」と言います。

隣接する和風の建物は茶道などのお稽古の場として利用できます。使用していなければ職員に頼んで城山庵の茶室内部を見学することが可能です。また、ここには有料ですが抹茶などもいただける喫茶室があり絶好のお休み処となっています。



【大磯町郷土資料館】

大磯町の施設で城山荘本館をイメージした建物です。郷土の歴史、文化、自然などの常設展示のほか企画展示や自然観察会、海藻のおしばづくりなどの体験講座なども開催しています。

また、中庭には大磯が「湘南」発祥の地であることがうかがえる標石があります。

【ふれあいの広場】

郷土資料館の玄関前に広がる芝生広場で、この公園では最も広い空間です。各種イベントや集合場所として機能しています。

かつてはここに国宝の茶室「如庵」がありました。ここは公園外周の住宅地が接近していることもあり、幼児を連れてお母さん方のコミュニティ広場ともなっています。

【横穴墓群】

大磯丘陵の南斜面には多数の横穴墓があります。古墳時代後期（7世紀ごろ）のものらしい。

また、ここには「城山荘温故之碑」が建立されていて、この地の故事来歴などが刻まれています。難解な漢字が多く正しく読めませんが趣旨はわかりかできます。



3 この公園の役割

かつての三井別荘はその規模からしても、大磯の歴史的風土を培ってきた一つといえます。

別荘なき後は公園として生まれ変わりましたが、往時の面影を感じとることができます。言い換えれば公園という、みんなの別荘？として再生しました。邸宅こそありませんが、逍遥、休養、学びなどに恰好の別荘といえます。

また、大磯は豊かな自然と歴史・文化の町として多くの人を訪れます。訪れ人と地域の方との情緒的交流（ふれあい）の場や大磯らしさを継承するための活動拠点などとしても活用できる公園です。

なお、近い将来、吉田茂邸が県立大磯城山公園の拡大区域として取り込まれる予定です。

県立大磯城山公園のあらまし

公園名称	県立大磯城山公園
場所	大磯町国府本郷地内
公園種別	風致公園
開設	平成2年3月25日
面積	7.0 ha
交通	JR東海道線「大磯駅」より二宮方面行バス10分城山公園前下車徒歩3分 または「大磯駅」より徒歩30分
問合せ先	大磯城山公園パークセンター 電話 0463-61-0355

退任理事さん、今・・・「林業に天命を感じて」

マウンティング フォレストサービス 東 昭 一
(平成14年から18年まで当協議会理事(元松下電池工業株))

私は、企業で環境保全の仕事（主に廃棄物処理）を担当していましたが、次第に企業での地球温暖化防止活動（主にCO₂排出低減）には限界があると感じるようになりました。そのころ、京都議定書でCO₂削減6%のうち4%は森林保全によるCO₂吸収であることを知り、林業に天命を感じ、早期定年退職し、山梨県で林業の修行を始めました。

単身で都留市内のアパートを借り仕事を始めましたが、知人の紹介で勤め始めた森林組合は2日間で解雇（都合解雇）され、3日目からアパートを拠点にして4ヶ月間林業の仕事を搜しました。あるときは、青少年会館でふる場の掃除アルバイトをしたり、地元の企業社長会で登山セミナー（私は登山が趣味）を開いて仕事を頼んだり、タレントの清水国明さんと河口湖自然楽校を建設したり、また地元の登山サークルに入って仕事を捜してもらいました。5ヶ月過ぎても仕事の話がないので、あきらめてアパート引き上げの準備をしていたところ突然6件もの仕事の話があり、本命の林業会社にお世話になることになり、あとの5件は丁重にお断りの挨拶に行きました。



林業をやる人がいなくて人手不足といわれていたので、すぐに仕事があると思っていたが、給料は安く危険な仕事であり、また木材が安いので、山林はあっても林業をやる人がほとんどいないことが林業会社に入って初めてわかったことです。

林業の生活は、朝5時に起きて、チェーンソー、弁当など20キログラム位の荷物を担いで2時間位の山を登る毎日でした。定休日はなく、雨が降れば休みで晴耕雨読の生活です。危険な仕事のため寝不足、二日酔い、風邪引きは禁物で、おかげで3年位で健康体の肉体労働者になれました。林業会社5年間の修行の間に、相棒が伐採中に二人亡くなるというとても危険な職業です。日本一死亡率の高い危険な職業にランクされています。私も積み重ねられた丸太の上から転落（約10メートル）し、全治6ヶ月の肋骨を折る怪我をしました。

5年間の修行の間に、植林するための地ごしらえ、植林、下刈り、枝打ち、間伐、伐採などを勉強することができたので、アパートでの単身生活は終わりにし、湘南で家族と暮らしながら丹沢地区で林業をするため、“マウンティング フォレストサービス”を立ち上げました。事業内容は、森林整備、里山林の伐採、公園の高所伐採、木を使った登山道整備などです。事業のかたわら都市公園に勤め、樹木管理などの勉強をしています。

林業は、給料が安く、危険でつらい仕事のため、林業への信念、生きがい、哲学など強い思いがないと勤まらない職業だと強く感じています。

この夏の節電対応結果について

協議会事務局

6月上旬の緊急アンケートに引き続いて、会員等を対象に、10月にこの夏の節電対応結果についてアンケートを行いました。報告をいただきました皆様ありがとうございました。

対象：メールアドレスをいただいている会員96者、回答：48者

なお、本アンケート結果に基づいて県に要望書（当協議会ホームページに掲載してあります。）を提出しました。

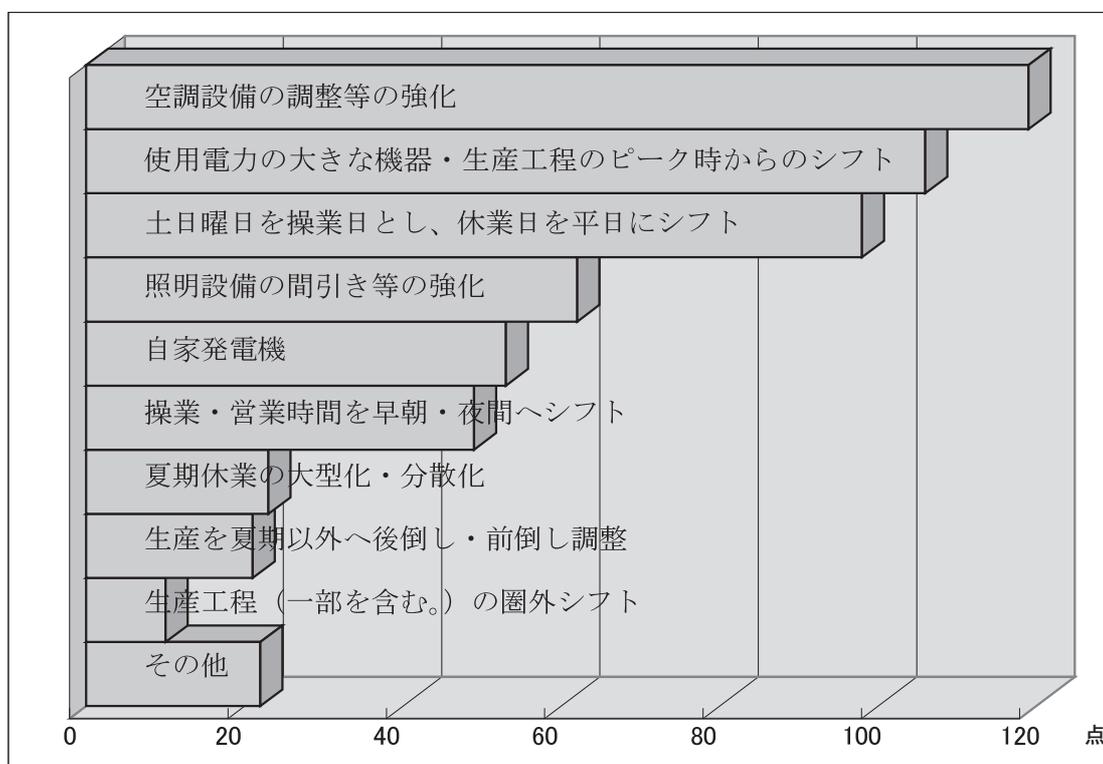
<アンケート結果>

1 この夏、東京電力管内において最大電力は昨年に比べ、「大口」では29%減、「小口」では19%減であったが、回答者*のこの夏の最大電力の削減率は昨年の夏に比べて、

- A 30%以上の減
- B 15～30%の減
- C 15%未満の減

（回答者*：うち16者は会社全体（東京電力管内に限る。）で回答）

2 最大電力の削減に大きく貢献したと思われる対策について、最大5項目を順位付けして答えていただき、それに重み付け（1位を5点、・・・5位を1点など）をしたところ、



「その他」：太陽光発電、高効率やエンジン式のコンプレッサー導入。給湯器・自動販売機・エレベータの停止。
空調ウエア導入・Tシャツ作業の緩和

3 東京電力のこの夏（7～8月）の販売電力量は、昨年の同時期に比べ、「大口」では14.1%減、「小口」では15.7%減であったが、回答者*の削減率（7～8月または7～9月）は、昨年の夏に比べて、

- | | |
|-----------|----|
| A 15%以上の減 | 26 |
| B 15未満の減 | 17 |

（回答者*：うち6者は、会社全体（東京電力管内に限る。）で回答）

4 「この夏の節電対策に関する課題」として次の5項目があげられた。

- (1) コスト増（各種設備費や自家発電機の燃料費に加え、休日・夜間の出勤手当など）
- (2) 労働条件の悪化（変則勤務によるストレス増大、家庭サービスの問題など）
- (3) 客先との関係（問題があったとする一方、日本全体なので問題なしとも）
- (4) CO₂排出量の増加（自家発電機等による増加の一方、節電による大幅削減とも）
- (5) 自家発電機の問題（近隣騒音・排熱・排ガス問題。法整備が遅かった。消防法・電気事業法の手続き緩和も不十分。切り替え方式で能力を生かせなかった）

5 「この夏の節電対策のうち投資を伴った対策」は、以下のとおりであった。

太陽光発電システム。非常用発電機（関連の軽油タンク、防音工事）。空調機の入れ替えとエネカット機の取り付け。空調制御方式の改造。冷水ポンプの統廃合。冷却塔更新。省エネ型照明器具。照明制御。使用電力の多い装置の代替。設備移転。ピークカット配線。デマンド監視。電力見える化。クランプオンハイテスタ（個別設備電力調査用）。網戸。グリーンカーテン。屋根等に散水器の取り付け。クールビズ対応の作業服支給

6 「この冬以降の対応策の検討状況」では、

「今夏と同様の対策」、「国からの節電要請を見直しながら継続」といった回答があり、導入検討中の設備として、太陽光パネル、LED照明、コジェネレーション、氷蓄熱システム、ガス空調、非常用発電機（リースや増設を含む。）、BCPも前提とした発電機の常設化、エンジンコンプレッサー、空調運転の制御改造、（中長期的な検討として）食堂等のエリアでの灯油ストーブなどの回答があった。

7 「今後のエネルギー政策等に関する県への要望事項」は、次の5項目であった。

- (1) 経済的支援：省エネ・節電・自然エネルギー・自家発電の投資への補助金制度充実
- (2) 施策展開：県ソーラープロジェクト計画の早めの展開。神奈川県だけでもFITの対象発電の拡大。ゴミ発電など太陽光発電よりも低コストで安定的な発電。送配電供給の二重化と電力の地産地消の推進。
- (3) 情報関係：国との情報共有化、迅速な情報伝達
- (4) 県条例関係：非常用発電機の公害規制緩和（規制時間前後も運転が必要）。電力ピークカットのためにCO₂排出量が増えた場合の条例・法律の規制緩和。事業拡大に伴うCO₂増加の別途管理。現況下では条例の計画制度は実効性がないので撤回を。
- (5) その他：業界単位による休日設定では中小企業は休みが無くなるので、県単位の休みの設定を。

協議会の活動状況

1 会員の状況 平23年11月15日現在

区 分	正 会 員	賛助会員	計
前回までの計	3 4 8	2 0	3 6 8
新 入 会 員	0	0	0
退 会 会 員	1 1	1	1 2
計	3 3 7	1 9	3 5 6

新入会員（平成23年4月1日～平成23年11月15日） 0社

退会会員 12社

2 知事・副知事及び環境農政幹部への挨拶回り

日 時 平成23年7月11日(月) 14:25～15:00
 場 所 知事室・副知事室・環境農政局長室 他
 出席者 吉村会長、堀江副会長、川上副会長

3 環境保全アドバイザー派遣事業 (内部監査員ブラッシュアップ)

実施日 平成23年8月9日(火)
 会 場 第一三共プロファーマ(株)小田原工場
 受講者 同工場の15名
 講 師 当協議会環境保全アドバイザーの若松郁夫氏、神田英治氏、山下知子氏
 講習科目 環境側面 / 規格要求事項と内部監査のポイント / 環境法規



4 平成23年度第1回企画教育委員会

日 時 平成23年8月31日(水) 15:00～17:00
 会 場 横浜市開港記念会館
 内 容 (1)平成23・24年度教育事業について

5 平成23年度第1回広報・ホームページ担当部会委員会

日 時 平成23年9月15日(木) 15:00～17:00
 会 場 波止場会館
 内 容 (1) 会報123号・124号発行について
 (2) ホームページ広報について

6 平成23年度第2回総務委員会

日 時 平成23年10月21日(金) 15:00～17:00
 会 場 県庁新庁舎4階 協議会執務室内
 内 容 (1) 理事会議案について
 (2) 公益法人制度改革に伴う協議会の方向性について

7 平成23年度第2回ISO14001内部環境監査養成研修会 (要望多数により追加開催)

日 時 平成23年10月26日(水)～27日(木)
 会 場 三菱樹脂(株)CSセンター
 受講者 23名
 内 容 環境側面について / ISO14001規格要求事項の概要と内部監査のポイント / 環境法規 / 内部監査の進め方 / 演習 (現場監査の実際、整合性監査、システム監査、チェックリストの作成) / 研修効果確認
 講 師 当協議会環境保全アドバイザーの山岡憲一氏、坂山幸平氏

8 放射能測定と材料分析の研修会

日 時 平成23年10月28日(金) 13:15～17:00
 会 場 日本環境(株)中央研究所
 参加者 37名
 内 容 (1) 放射能の基礎から測定法・基準

値まで

- 日本環境(株) 竹村智尚 氏
(2) RoHS、ELV分析
日本環境(株) 山本太一 氏
(3) 施設見学(放射能測定と材料分析)



9 平成23年度第2回理事会

- 日時 平成23年11月4日(金)15:00~17:00
会場 波止場会館
出席者 27名
内容 (1) 役員の一部交代について
(2) 平成24年度事業計画について
(3) 公益法人制度改革について

10 県央地域環境情報交流会(地区研修会)

- 日時 平成23年11月7日(月) 13:30~17:00
会場 神奈川県立神奈川総合産業高等学校
参加者 33名
内容 (1) 今夏の節電対応結果と今後の課題
日立オートモティブシステムズ(株)相模事業所 杉崎健司 氏
アンリツ(株) 高杉和宏 氏
神奈川工科大学 矢田直之 氏
当協議会 武 繁春
(2) 今夏の電力削減の状況と今後の電力供給の見込み
東京電力(株)平塚支社次長 土屋慎一 氏
(3) 県立神奈川総合産業高等学校の見学及び生徒による「水の安全」研究発表

11 西湘・足柄上地区研修会

- 日時 平成23年11月11日(金) 13:30~17:00
会場 田中貴金属工業(株)湘南工場
参加者 25名
内容 (1) 今夏の節電対応結果と今後の取り組み
富士フィルム(株)神奈川工場 住友 健 氏
日立コンピュータ機器(株) 川村正文 氏
当協議会 武 繁春
(2) 湘南工場の概要及び環境保全の取り組み
(3) 工場見学・意見交換

12 産業廃棄物協会 県央・足柄地区委員会事業に共催

- 日時 平成23年11月25日(金) 15:30~19:30
会場 アーバンホテル厚木
参加者 40名
内容 (1) 東日本大震災からの復興の道筋
(株)吉岡 初谷 博 氏
(2) 災害からの事業復興
~いづれくる巨大地震に打ち勝つには~
レイセントコンサルティング(株)
代表取締役 岩田美知行 氏

13 法人化30周年記念調査事業

- 日時 平成23年12月1日(木)~2日(金)
調査先 (株)日立製作所笠戸事業所(山口県下松市)
宇部興産(株)宇部ケミカル工場(宇部市)
宇部地区環境保全協議会(宇部市)
参加者 13名

14 横須賀・鎌倉・湘南地区研修会

- 日時 平成23年12月13日(火) 13:00~16:00
会場 日産自動車(株)追浜工場
参加者 50名(予定)
内容 (1) 今夏の節電対応と今後の取り組み
住友重機械工業(株)横須賀製造所 丸山康夫 氏
(株)山武湘南工場 若松郁夫 氏
当協議会 武 繁春
(2) 追浜工場の概要及び環境保全の取り組み
(3) 工場及び環境施設の見学・意見交換

お知らせ

: 当協議会から
: 神奈川県から

第2回「生物多様性と企業の役割」講座 ～郷土種による地域本来の環境づくり～

日 時：平成24年1月27日（金）9時30分～16時30分

場 所：(株)荏原製作所藤沢事業所及び藤沢市稲荷憩いの森

対 象：環境保全担当者を対象に40名を募集

参加費：無料

内 容：「荏原製作所における生物多様性の取組み」

「郷土種を用いた環境づくりとは」

(財)球環境戦略研究機関国際生態学センター 研究員 林 寿則 氏

「郷土種を用いた緑化の企画・管理の実際について」

(株)石勝エクステリア経営企画本部事業戦略グループ 課長 小松 秀次 氏

「藤沢市における郷土のみどりづくりの取組み」

藤沢市まちづくり推進部まちづくりみどり推進課 石田 聡 氏

「郷土の森を守り育てるための管理作業(下草刈り、間伐)を体得する」(実技指導)

神奈川県森林インストラクター

NPO法人藤沢グリーン・スタッフの会

平成23年度・環境実務後継者育成講座

日 時：平成24年1月30日(月)、9時30分～16時40分

場 所：万国橋会議センター（横浜市中区海岸通）

対 象：企業の環境保全を担う後継者（その候補者を含む。）30名を募集

講 師：大橋 敬夫（神奈川県環境農政局環境保全部環境計画課 専門員）

武 繁春（技術士（環境部門））

松本 操（NPO環境リスクマネジメント研究会 理事長）

山下 知子（中央商事(株)設備サービス本部 主任技師）

参加費：会員 = 9,000円、非会員 = 12,000円

内 容：環境法令の全体像を理解する / 環境法令の読み方(ルール) / 法律・条例の申請手続き / 排出水・排出ガスの測定 / 事故時の措置、苦情対応と立入検査への適切な対応 / 公害防止に関する環境管理の在り方 / グループ演習「環境リスクの気づきが企業を高める」

温暖化対策計画書 事業者シンポジウム (当協議会ほか共催)

日 時：平成24年2月7日(火) 13時30分～16時10分
場 所：戸塚公会堂 (横浜市戸塚区戸塚町127)
定 員：500名 (先着順)
内 容：「平成23年に実施された電力使用制限令のまとめと今後の見込みについて」
関東経済産業局電力事業課
「エネルギーの見える化について～デマンドコントローラーでの省エネ事例～」
関東電気保安協会
「導入が比較的容易な節電対策について」電力中央研究所
「事例発表」計画書提出事業者2社

ISO内部環境監査員養成研修会

日 時：平成24年5月9日(水)～10日(木) 9時15分～
会 場：波止場会館 (横浜市中区海岸通)
定 員：40名
受 講 料：会員 = 29,000円、会員外 = 35,000円
(いずれも、テキスト代、昼食代(2日分)含む。)
テキスト等：講師陣作成テキスト及び参考書籍(当日配布いたします。)
講 師：当協議会環境保全アドバイザー 山岡 憲一 氏
当協議会環境保全アドバイザー 坂山 幸平 氏
講 義 内 容：環境側面、ISO14001規格の要求事項・内部監査のポイント、環境法規、内部
監査の進め方、演習(現場監査の実際・整合性監査・システム監査・チェック
リストの作成)(*最終日に、研修効果の確認を行います。)

第31回通常総会の開催について

日 時：平成24年5月30日(水) 14時30分～
場 所：県民共済みらいホール (JR桜木町駅前)
内 容： 議事
環境保全表彰式
記念講演(一般参加者も受け入れます)
講師：元「はやぶさ」プロジェクトマネージャー・宇宙航空研究開発機構
川口 淳一郎 氏
レセプション



当協議会は公益社団法人を目指します

平成20年12月から新しい公益法人制度が施行されました。

これにより当協議会をはじめとする旧制度の社団法人は、2013年（平成25年）11月までに公益社団法人か一般社団法人のいずれかの法人に移行しなければなりません。このうち、公益社団法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人であり、民間有識者による第三者機関（神奈川県公益認定等審議会）の意見に基づいて県の認定を受ける必要があります。

当協議会が「公益社団」を選択する理由について

協議会設立の趣旨と会員の利益から

当協議会の設立目的が「地域の環境保全を図ること」とあるように、本来的に公益性の高い性格の団体であり、そのことから県庁内に事務所を置きながら行政と緊密な関係の下、他の団体にはない情報提供や研修会事業が可能となっており、そのことが会員にとって大きなメリットを生んでいる。今後ともこうした取り組みの継続には公益社団となることが適当と考えられる。

認定基準を満たすことが可能

公益社団は「公益事業比率が50%を超えていること」が必須要件ですが、当協議会事業の主要の研修会事業について、現状と同様に会員外にも開かれた事業とすること（ホームページによる広報で可能）により、要件を満たすことは可能であること

事務処理の煩雑さ等は事務局の努力で克服可能

一方、公益社団となった場合、引き続き行政の監督下におかれ、理事会等の運営の適正さ、経理を含めた事務処理の緻密さ、年度計画書・報告書の提出を始めとする事務処理の煩雑さや、税務処理上の厳格さを求められることは避けられないが、事務局の努力で克服可能であること

定款変更について

公益社団法人を目指すことにより、定款について、名称の変更（公益社団法人神奈川県環境保全協議会）や国のガイドラインに沿った変更を行うとともに、現在、事業目的としている「公害防止や廃棄物の適正処理」を、3R、省エネ、地球環境保全など環境問題全般への取組みに及んでいる現状にあわせた規定に変更することを予定しています。

今後のスケジュール

平成24年4月下旬：総務委員会、理事会にて定款変更の検討

5月30日（水）：定期総会にて定款変更の決議（3/4以上の賛成を要す）

平成24年度中：公益社団法人への認可申請

平成25年4月1日：公益社団法人の登記

編集後記

東日本大震災では、あらためて災害の恐ろしさを思い知らされました。

災害発生直後に最も大切なことは、「自分の命は自分で守る」こと、岩手県釜石市の小・中学生は、日頃からこうした意識を高く持っていたため震災の時も自ら素早く避難し津波から逃げられたそうです。このことを受け、文部科学省は、生徒が自らの判断で安全な場所に避難できるように「防災教育」を全面的に見直す方針を決めた。

2012年度の環境政策のキーワードは、「震災復興」「原発事故対策」「再生エネルギー」の三つだそうだ。そして、今日本の最大の環境問題は、放射能汚染問題が加わった。

原発事故で広がった放射性物質。土壌や空間、食料の汚染に対する不安が続く。汚染の状況は変化し依然分かりにくい数値や用語が不安の一因のもなっている。ある新聞に『知りたい 放射能』の記事が8回に分けて連載されていて、興味があり読んだが、今一全体像がわからず不安が残る。そんな時、神環協主催の「放射能を知る」研修会が会員企業である日本環境(株)中央研究所で開催されたので受講した。放射性物質は一度体に取り込んだらずっと被爆し続けるだろうか？等真剣に聞き、少しは、不安が解消されたかと思う。

原発事故で放散した放射性物質を取り除く「除染」が本格的に始まっている。企業や研究者も英知を結集し、食品の生産や流通の現場では、自主検査の取組が進む。放射性物質による環境汚染にどう向き合うべきか？放射能は目に見えないが、原発事故前から身の周りがあった。食品には天然の放射性カリウム40などが含まれ体の中にもある、つまり事故前から内部被曝はゼロではなかった。事故でどれだけ被曝量が増えたかがわからない点が不安を高めている。危険度が自分で判断できないため、周りの動向に左右されやすくなるが、判断を迷う時には、あえて自分と反対の意見も読んでみるとリスクの相場観をつかみやすいそうだ。放射線と長く付き合わざるを得ないだけに、情報を選ぶ力も求められている。

(株)岡村製作所追浜事業所 和田吉一)

広報委員会

委員長 日立製作所インタープライズサービ事業部
副委員長 市光工業(株)伊勢原製造所
委員 株さんこうどう
委員 富士フイルム(株)神奈川工場

委員 三菱樹脂(株)平塚工場
委員 (株)岡村製作所追浜事業所
委員 ソニー(株)厚木テクノシ-ンター
委員 (株)ニコン相模原製作所

✉ 事務局だより ✉

“しんかんきょう”は年2回の発行ですが、よりタイムリーな関係情報をコンパクトに凝縮しお届けしてまいりますので、ご意見、ご要望などございましたら右記までお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

今年は、「東日本大震災」という大きな自然災害を経験しました。原発事故の収束も見えないまま、新年を迎えることになりそうですが、会員事業所の皆様にとって来年が少しでも希望の兆しのある、明るい1年になるようお祈り申し上げます。

会報 しんかんきょう123号

発行年月日 平成24年1月
発行人兼 社団法人 神奈川県環境保全協議会
編集責任者 会長 吉村 東彦
横浜市中央区日本大通1
(神奈川県環境農政局内)
電話 (045) 210 - 8727
E-mail : shinkankyoku@eagle.ocn.ne.jp
ホームページ : <http://www.shinkankyoku.or.jp/>
編集協力 (株)さんこうどう(<http://www.sankodo.ne.jp>)
製作・印刷 電話 (0466) 27 - 2511

表紙写真：毎田 正雄 氏 (三菱樹脂(株)平塚工場)

再生紙を使用しています。

県央地域を拠点に 廃棄物処理を トータルサポートしています



廃棄物を固形燃料(RPF)に変える



サーマルリサイクル



優良処理業者認定
※県下第1号の認定でした (平成23年4月法改正)

ISO14001 認証登録

電子マニフェスト対応

環境管理事業所認定

中央カンセー株式会社

〒243-0032
神奈川県厚木市恩名一丁目11番31号
TEL 046-221-1102 (代表)
FAX 046-225-6099
E-mail: m-mail@chuohkanse.com
URL: <http://www.chuohkanse.com>



RE:は愛

金・プラチナ・銀のジュエリーをお買取ります。

① 信頼の鑑定

専用の蛍光X線検査装置で判定します

② 適正な買取り

当日の地金価格に基づいたリサイクル価格でお買取ります

③ 溶解・精製による再利用

未来に役立つ貴金属へリサイクルします

詳しい資料は

 **0120-67-5432**

リサイクル価格は、毎日ホームページとケータイサイトで公表しております。

<http://gold.tanaka.co.jp/retanaka/>

受付時間 9:00～21:00 (年中無休)



※店舗情報は、上記フリーダイヤルから資料請求いただくか、ホームページ、ケータイサイトにてご確認ください。

日本の貴金属ジュエリー買取

 **RE:TANAKA**

[リ・タナカ]